

令和5年3月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

### 3月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第6号	八戸市公民館長の任命について	1
議案第7号	八戸市図書館長の任命について	3
議案第8号	八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会規則の制定について	5
議案第9号	八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について	9
議案第10号	八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	13
議案第11号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則の制定 について	21
議案第12号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館長の任命について	27

議案第6号

八戸市立公民館長の任命について  
八戸市立公民館長に別紙の者を任命する。

令和5年3月28日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理由

八戸市立公民館長の任期満了に伴う後任の館長を任命するためのものである。

公 民 館	氏 名
小 中 野 公 民 館	上 條 秀 信 かみじょう ひでのぶ
白 銀 公 民 館	西 久 保 雅 庸 にしくぼ まきのぶ
鮫 公 民 館	副 嶋 文 雄 そえじま ふみお
上 長 公 民 館	奥 寺 健 二 おくでら けんじ
柏 崎 公 民 館	正 部 家 光 彦 しょうぶけ みつひこ
大 館 公 民 館	峯 明 紀 みね あきのり
下 長 公 民 館	名 久 井 明 な 久 井 あきら
吹 上 公 民 館	永 淵 律 子 ながぶち りつこ
湊 公 民 館	大 久 保 伸 夫 おおくぼ のぶお
是 川 公 民 館	市 川 美 恵 子 いちかわ みえこ
館 公 民 館	下 斗 米 友 理 子 しもとまい ゆりこ
根 城 公 民 館	西 館 尚 美 にしだて なおみ
三 八 城 公 民 館	三 浦 勝 美 みうら かつよし
江 陽 公 民 館	田 邊 隆 たなべ たかし
長 者 公 民 館	大 橋 永 治 おおはし えいじ
田 面 木 公 民 館	三 浦 和 壽 みうら かずとし
市 川 公 民 館	金 濱 金 光 かねはま かねみつ
南 浜 公 民 館	福 士 政 子 ふくし まさこ
根 岸 公 民 館	荒 木 興 一 あらかき こういち
白 銀 南 公 民 館	小 玉 吉 美 こたま よしみ
東 公 民 館	小 泉 孝 一 こいずみ こういち
白 山 台 公 民 館	嶋 津 明 しまづ あきら
南 郷 公 民 館	須 藤 淳 すとう じゅん

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

議案第7号

八戸市立図書館長の任命について  
八戸市立図書館長に別紙の者を任命する。

令和5年3月28日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

八戸市立図書館長の任期満了に伴う後任の館長を任命するためのものである。

氏 名	野 <sup>の</sup> 田 <sup>だ</sup> 祐 <sup>ゆう</sup> 子 <sup>こ</sup>
-----	--

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

議案第 8 号

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会規則の制定について  
八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会規則を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 28 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

地域スポーツ・文化活動検討協議会の設置に伴い、協議会の組織や運営等に係る必要事項を定めるためのものである。

## 八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）第3条の規定に基づき、八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 協議会は、中学校部活動の円滑な地域移行に向けた新たな地域スポーツ・文化活動の環境の整備に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 特定の職又は地位にあることにより委嘱された委員は、その職又は地位を離れたときは、解任されるものとする。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき協議会の会長の職務は、教育長が行う。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第6条 協議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



議案第9号

八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について  
八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和5年3月28日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

八戸市公印規程の一部改正及び日計ヶ丘小学校の廃止に伴い、規定の整理をするためのものである。

## 八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

第1条 八戸市教育委員会公印規則（昭和39年八戸市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条後段を次のように改める。

この場合において、同規程第4条第2項ただし書中「公印管理者」とあるのは、「教育長」とする。

第6条に後段として次のように加える。

この場合において、同規程第5条第2項ただし書中「公印管理者」とあるのは、「教育長」とする。

別表摘要の欄を削る。

第2条 八戸市教育委員会公印規則の一部を次のように改正する。

別表八戸市立日計ヶ丘小学校印の項及び八戸市立日計ヶ丘小学校長印の項を削る。

### 附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

八戸市教育委員会公印規程の一部を改正する規則新旧対照表（第1条）

改正後	改正前																		
<p>(公印の刷込み)            第5条 文書への公印の刷込みに係る事項は、八戸市公印規程（昭和32年八戸市規程第9号）の例による。この場合において、同規程第4条第2項ただし書中「公印管理者」とあるのは、「<u>教育長</u>」とする。</p> <p>(電子計算機からの印影の打出しによる押印)            第6条 電子計算機に記録した公印の印影の打出しに係る事項は、八戸市公印規程の例による。この場合において、同規程第5条第2項ただし書中「<u>公印管理者</u>」とあるのは、「<u>教育長</u>」とする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="790 1332 1053 2128"> <thead> <tr> <th>公印の種類</th> <th>様式</th> <th>寸法（方ミリメートル）</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	公印の種類	様式	寸法（方ミリメートル）	管理者	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(公印の刷込み)            第5条 文書への公印の刷込みに係る事項は、八戸市公印規程（昭和32年八戸市規程第9号）の例による。この場合において、同規程第4条第2項中「<u>15方ミリメートルとする</u>」とあるのは、「<u>15方ミリメートルとする。ただし、教育長が別に指定する場合は、この限りでない</u>」とする。</p> <p>(電子計算機からの印影の打出しによる押印)            第6条 電子計算機に記録した公印の印影の打出しに係る事項は、八戸市公印規程の例による。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="790 78 1053 1108"> <thead> <tr> <th>公印の種類</th> <th>様式</th> <th>寸法（方ミリメートル）</th> <th>管理者</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	公印の種類	様式	寸法（方ミリメートル）	管理者	摘要	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
公印の種類	様式	寸法（方ミリメートル）	管理者																
(略)	(略)	(略)	(略)																
公印の種類	様式	寸法（方ミリメートル）	管理者	摘要															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)															

八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表（第2条）

改正後		改正前			
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）			
公印の種類	寸法（方ミリメートル）	様式	寸法（方ミリメートル）	管理者	管理者
(略)					
八戸市立根岸小学校長印	18	八戸市立根岸小学校長之印	18	根岸小学校長	根岸小学校長
八戸市立是川小学校印	45	八戸市立是川小学校之印	45	是川小学校長	是川小学校長
(略)					
八戸市立日計ヶ丘小学校校長印	18	八戸市立日計ヶ丘小学校校長之印	18	日計ヶ丘小学校校長	日計ヶ丘小学校校長
八戸市立是川小学校印	45	八戸市立是川小学校之印	45	是川小学校長	是川小学校長
(略)					

議案第10号

八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和5年3月28日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

小中学生の入館料及び入場料を無料とすることに伴い、入館料等の減免に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市博物館条例施行規則（昭和61年八戸市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「市内の小学校、中学校又は」を削り、「特別支援学校」の次に「の高等部」を加え、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第1項ただし書中「第7号」を「第6号」に改める。

別記第3号様式中

「

入又は 館入 場 料料	区 分		単 価	人 員	金 額
	一	般	円	人	円
	大 学 生 ・ 高 校 生				
	中 学 生 ・ 小 学 生				
	合 計				

を

」

「

入又は 館入 場 料料	区 分		単 価	人 員	金 額
	一	般	円	人	円
	大 学 生 ・ 高 校 生				
	合 計				

に改める。

」

別記第4号様式中

「

入又は 館入 場 料料	区 分		単 価	人 員	金 額
	一	般	円	人	円
	大 学 生 ・ 高 校 生				
	中 学 生 ・ 小 学 生				
	合 計				

を

」

「

入又は 館入 場 料料	区	分	単	価	人	員	金	額
	一	般		円		人		円
	大	学	生	・	高	校	生	
	合	計						

に改める。」

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入館料等の減免)</p> <p>第6条 条例第8条の規定により減免する入館料等の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別支援学校の高等部が教育課程に基づく学習のため団体で入館し、又は入場するとき 入館料等の全額</p> <p>(3) 前号に定めるもののほか、市内の小学校又は中学校又は中学校に就学する児童又は生徒が入館し、又は入場するとき 入館料等の全額</p> <p>(4) ~ (7) (略)</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第7条 入館料等の減免を受けようとする者は、入館料等減免申請書(別記第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、前条第3号から第6号までの規定により減額又は免除を受けようとする者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(入館料等の減免)</p> <p>第6条 条例第8条の規定により減免する入館料等の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市内の小学校、中学校又は特別支援学校が教育課程に基づく学習のため団体で入館し、又は入場するとき 入館料等の全額</p> <p>(3) 前号に定めるもののほか、市内の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒が入館し、又は入場するとき 入館料等の全額</p> <p>(4) ~ (8) (略)</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第7条 入館料等の減免を受けようとする者は、入館料等減免申請書(別記第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、前条第3号から第7号までの規定により減額又は免除を受けようとする者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

改正後

第3号様式(第7条関係)

入館料等減免申請書

(あて先)八戸市教育委員会教育長		年	月	日
住所 団体名 申請者氏名 電話( )				
八戸市博物館	年月日( )時分~			
八戸市南郷歴史民俗資料館	年月日( )時分~			
根城本丸	年月日( )時分~			
理由				
入又は は 館入 場 料 料	区	分	単 価	人 員 金 額
	一	般	円	人
	大	学	生	・
	中	学	生	・
	高	校	生	
	合	計		
減免申請額	円			
添付書類				
減免決定額	円			
受付	年	月	日	決定 年
				月
				日

太線内を記入してください。

改正前

第3号様式(第7条関係)

入館料等減免申請書

(あて先)八戸市教育委員会教育長		年	月	日
住所 団体名 申請者氏名 電話( )				
八戸市博物館	年月日( )時分~			
八戸市南郷歴史民俗資料館	年月日( )時分~			
根城本丸	年月日( )時分~			
理由				
入又は は 館入 場 料 料	区	分	単 価	人 員 金 額
	一	般	円	人
	大	学	生	・
	中	学	生	・
	高	校	生	
	合	計		
減免申請額	円			
添付書類				
減免決定額	円			
受付	年	月	日	決定 年
				月
				日

太線内を記入してください。

改正後

第4号様式(第7条関係)

入館料等減免決定通知書

住所 団体名 氏名 電話( )	様				
利用年月日	八戸市博物館	年月日( )	時分~		
	八戸市南郷歴史民俗資料館	年月日( )	時分~		
	根城本丸	年月日( )	時分~		
理由					
入又は は 館入 場 料料	区	分	単	価	人
	一	般	円	円	人
	大	学	生	・	高
	中	学	生	・	小
	合	計			
減免申請額	円				
添付書類					
減免決定額	円				
上のおり決定します。	八戸市教育委員会 教育長				
	年 月 日				
	印				

改正前

第4号様式(第7条関係)

入館料等減免決定通知書

住所 団体名 氏名 電話( )	様				
利用年月日	八戸市博物館	年月日( )	時分~		
	八戸市南郷歴史民俗資料館	年月日( )	時分~		
	根城本丸	年月日( )	時分~		
理由					
入又は は 館入 場 料料	区	分	単	価	人
	一	般	円	円	人
	大	学	生	・	高
	中	学	生	・	小
	合	計			
減免申請額	円				
添付書類					
減免決定額	円				
上のおり決定します。	八戸市教育委員会 教育長				
	年 月 日				
	印				

議案第 11 号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 28 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

小中学生の観覧料を無料とすることに伴い、観覧料の減免に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則（平成23年八戸市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「市内の小学校、中学校又は」を削り、「特別支援学校」の次に「の高等部」を加え、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第1項中「第7号」を「第6号」に改める。

別記第3号様式中

「

観覧料	区 分	単 価	人 員	金 額
	一 般	円	人	円
	大学生・高校生			
	中学生・小学生			
	合 計	/		

を

」

「

観覧料	区 分	単 価	人 員	金 額
	一 般	円	人	円
	大学生・高校生			
	合 計	/		

に改める。

」

別記第4号様式中

「

観覧料	区 分	単 価	人 員	金 額
	一 般	円	人	円
	大学生・高校生			
	中学生・小学生			
	合 計	/		

を

」

「

観覧料	区 分	単 価	人 員	金 額
	一 般	円	人	円
	大学生・高校生			
	合 計			

に改める。」

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

八戸市埋蔵文化財センター－是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(観覧料の減免)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により減額し、又は免除する観覧料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別支援学校の高等部が教育課程に基づき学習のため団体に観覧するとき 観覧料の全額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第7条 観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、観覧料減免申請書(別記第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、前条第3号から第6号までの規定により減額又は免除を受けようとする者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(観覧料の減免)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により減額し、又は免除する観覧料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市内の小学校、中学校又は特別支援学校が教育課程に基づき学習のため団体に観覧するとき 観覧料の全額</p> <p>(3) 前号に定めるもののほか、市内の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒が観覧するとき 観覧料の全額</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第7条 観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、観覧料減免申請書(別記第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、前条第3号から第7号までの規定により減額又は免除を受けようとする者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

改正後

第3号様式(第7条関係)

観覧料減免申請書

(あて先) 八戸市教育委員会教育長		年 月 日		
申請者	住所 団体名 氏名 電話 ( )			
利用年月日	年 月 日 ( ) 時 分 から			
理由				
観覧料	区分	単価	人員	金額
	一 般	円	人	円
	大学生・高校生			
	合 計			
減免申請額	円			
添付書類				
減免決定額	円			
受付	年 月 日	決 定	年 月 日	

※太線内を記入してください。

改正前

第3号様式(第7条関係)

観覧料減免申請書

(あて先) 八戸市教育委員会教育長		年 月 日		
申請者	住所 団体名 氏名 電話 ( )			
利用年月日	年 月 日 ( ) 時 分 から			
理由				
観覧料	区分	単価	人員	金額
	一 般	円	人	円
	大学生・高校生			
	合 計			
減免申請額	円			
添付書類				
減免決定額	円			
受付	年 月 日	決 定	年 月 日	

※太線内を記入してください。

改正後

第4号様式(第7条関係)

観覧料減免決定通知書

住所 団体名 氏名 電話 ( )		様	
利用年月日	年 月 日 ( )	時 分 分 分 分 分	から
理由			
観覧料	区分	単価	人員
	一般	円	人
	大学生・高校生		
合計			
減免申請額	円		
添付書類			
減免決定額	円		
上のおり決定します。			
		年 月 日	印
		八戸市教育委員会 教育長	

改正前

第4号様式(第7条関係)

観覧料減免決定通知書

住所 団体名 氏名 電話 ( )		様	
利用年月日	年 月 日 ( )	時 分 分 分 分 分	から
理由			
観覧料	区分	単価	人員
	一般	円	人
	大学生・高校生		
合計			
減免申請額	円		
添付書類			
減免決定額	円		
上のおり決定します。			
		年 月 日	印
		八戸市教育委員会 教育長	

議案第12号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館長の任命について  
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館長に別紙の者を任命する。

令和5年3月28日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館長の任期満了に伴う後任の館長を任命するためのものである。

氏 名	なかむら ゆきひろ 中村 行宏
-----	--------------------

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

